

令和5年度

第4回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和6年3月29日 開会
令和6年3月29日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和6年3月29日(金)

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第7号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
第4 議案第8号 倉浜衛生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例
第5 議案第9号 令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について
第6 議案第10号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)
第7 議案第11号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算
第8 報告第10号～第16号 例月現金出納検査の結果報告について
第9 報告第17号 令和5年度定例事務監査の結果報告について
第10 一般質問

本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

出席議員(14名)

1番	伊禮悟	議員	8番	屋富祖功	議員
2番	上地崇	議員	9番	伊佐哲雄	議員
3番	栄野比和光	議員	10番	棚原明	議員
4番	喜友名秀樹	議員	11番	又吉亮	議員
5番	桑江直哉	議員	12番	宮城政司	議員
6番	小谷良博	議員	13番	高安克成	議員
7番	町田裕介	議員	14番	照屋正治	議員

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	桑江朝千夫	次長兼業務第一課長	宮里学
副管理者	松川正則	総務課長	天貝壽也
副管理者	渡久地政志	総務課主幹	辺士名俊明
事務局長	山城満	業務第二課長	町田洋人

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長	大城和佳	総務課主査	岡本昂之
------	------	-------	------

○栄野比和光 議長

皆さんおはようございます。

ただ今より、令和5年度第4回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を開会いたします。ただ今の出席議員は13名でございます。桑江直哉議員より遅刻の報告がございます。定足数に達しております。会議は有効でございますので、本日の会議を開きます。それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江 管理者。

○桑江朝千夫 管理者

おはようございます。

令和5年度 第4回 倉浜衛生施設組合議会 定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、定例会を招集いたしましたところ、厳しい日程をお練り合わせいただき、ご出席を賜りましたことに、感謝申し上げます。ありがとうございます。

今 定例会に上程しております案件につきましては、『倉浜衛生施設組合 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例』、『倉浜衛生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例』、『令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について』、予算関係といたしまして、『令和5年度倉浜衛生施設組合 一般会計補正予算(第4号)』、『令和6年度倉浜衛生施設組合 一般会計予算』の、合計5件となっております。

各案件の内容につきましては、事務局より、ご説明させていただきます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において伊禮 悟 議員、照屋 正治 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月29日の1日間といたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月29日の1日間と決定いたします。

次に、日程第3に入る前に、令和6年3月23日開催の議会全員協議会において、宮城政司議員、桑江直哉議員より、資料要求がございました。

本件に関し「議案説明資料」をサイドボックスへ掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、申し合わせ事項でございますけれども、質疑は同一議員につき、同一議題について2回以内とする。発言時間は答弁を含まず20分といたします。よろしく願い申し上げます。

日程第3、議案第7号倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第7号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月29日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

(提案理由)

会計年度任用職員の給与を改定する等の必要があるため、この案を提出する。

別冊の議案説明資料において、ご説明をさせていただきます。

議案説明資料1ページをお願いいたします。概要説明でございます。

中段に、3の改正概要でございますが、まず第1条、①給料表を追加するものでございます。ただし、改正後の給料表については、令和5年4月1日から適用することとしております。

続きまして、②で勤勉手当の新設となっております。こちらは、令和6年4月1日から施行するものです。改正前、改正後の支給月数を記載した表をご覧ください。改正前につきましては、6月・12月期とも、期末手当のみ1.225月で、トータル2.45月でございましたが、改正後は、期末手当に加え、6月・12月期にそれぞれ勤勉手当の1.025月を追加し、トータル4.5月とするものでございます。

続きまして第2条、勤勉手当の新設に伴い、事務局職員の育児休業等に関する条例のうち、育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給（第6条の2）で、会計年度任用職員は、勤勉手当を除くとしておりましたが、その条文の削除・整理等をするものであります。

次に第3条、勤勉手当の新設に伴い、事務局現業職員の給与の種類及び基準に関する条例のうち、会計年度任用職員についての適用除外で、現業職の会計年度任用職員

は、勤勉手当を除くとしておりましたが、その条文を削除・整理などをするものであります。

続いて、説明資料の2ページをお願いいたします。

4の施行期日等でございます。第1条の給料表の追加は、公布の日から施行とし、令和5年4月1日から適用としております。また、第1条の②勤勉手当及び第2条、第3条に関しましては、令和6年4月1日施行としております。

説明資料の3ページから10ページまでは第1条による新旧対照表となっております。また、次の11ページと、12ページがそれぞれ第2条、第3条の新旧対照表となっておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。討論はありますか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第7号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第8号 倉浜衛生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第8号 倉浜衛生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月29日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整理する必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

改正条文となっております。

今回、地方自治法第243条の一部改正に伴うもので、新たに条文が追加されたことに伴いまして、引用条文に条ズレが生じたことから、改正を行うものでございます。改正の施行日は法律の施行に合わせ、令和6年4月1日としております。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第8号 倉浜衛生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 倉浜衛生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第9号 令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第9号 令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について。

このことについて、別紙のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び倉浜衛生施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月29日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

- 1 契約の目的、令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事
- 2 契約の方法、随意契約（公募型プロポーザル）
- 3 契約金額、6億1,721万円
- 4 契約の相手方、住所 東京都大田区羽田旭町11番1号、商号又は名称、荏原環境プラント株式会社、代表者氏名 代表取締役社長 山田 秀喜
それでは概要説明ご説明いたします。

別冊の議案説明資料の16ページをお願いいたします。

本設備改造工事における契約方法については、公募型プロポーザル方式を採用したところであります。

応募者は荏原環境プラント株式会社、1社でありました。企画提案書の内容及び評価については、工事金額をはじめ、日常のごみ処理を円滑に実施しながら更新機器の製作、納品時期を踏まえた効率的な工事期間、また、今後施設全体を延命化する上で運転のメンテナンス状況を踏まえた必要な機器の優先順位などが提案され、基準を満たしているものであり、契約候補者としております。

続きまして、事業概要をご説明いたします。議案説明資料の17ページをお願いいたします。

2、工期及び財源でございます。工期は約12か月で、財源としては、循環型社会形成推進交付金を活用するものでございます。補助率は2分の1となっております。

続きまして3の整備概要、3つの機器の更新となっており、1つ目が窒素酸化物やダイオキシン類の除去を行う触媒脱硝装置、次に飛灰中の重金属を安定させる熔融飛灰固化装置、最後に焼却施設の運転管理などを監視するITV装置となっております。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○柴野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

喜友名秀樹 議員。

○喜友名秀樹 議員

おはようございます。喜友名でございます。同議案についてご質疑させていただきたいと思っております。

まず始めに、今ご説明がありましたように、今回は応募が1社というところで荏原環境プラント株式会社さんが契約の相手に選ばれましたが、本施設においては、荏原環境プラント株式会社さんがおつくりになっているというところからやはり、あの透明性を気にしているところですのでご質疑させていただきたいと思っておりますが、今回、何故公募入札ではなく、公募型プロポーザル方式採用したのかをまずお伺いしたいと思います。

それからすみません。あと1点ですね、1社ということでしたけれども、国内にこう

いった工事請負が出来るような業者が何社あって、1社ということになったのか。この2点をよろしくお願いします。

○**栄野比和光 議長**

山城 事務局長。

○**山城満 事務局長**

喜友名議員の質疑にお答えいたします。まず、プロポーザルを採用した理由でございます。プロポーザルの方式については、価格だけではなく、提案内容や技術などの総合的に判断することが出来る手法となっております。

今回、組合のほうで、採用した理由ですけれども、まず、2市1町のごみの受け入れに影響が出ないように、この更新工事を行うことを重要な項目の1つだと、我々は捉えております。そういった中で、提案していただいた内容としましては、運転を実施しながら更新が行えるように、工事が実際に行えるかどうか。そういったことを事前に確保できたことから、事前に確保することを重要と考えまして、プロポーザルを実施したことであります。その手法について、採用したことは有効であったというふうに考えております。

○**栄野比和光 議長**

宮里 次長兼業務第一課長。

○**宮里学 次長兼業務第一課長**

お答えします。荏原環境プラント以外、他の工事を請け負える業者がないかという質問だったと思いますけど、国内には荏原環境プラント以外に3社ございます。

○**栄野比和光 議長**

喜友名秀樹 議員。

○**喜友名秀樹 議員**

ご答弁ありがとうございました。3社ある中においてですね、今、事務局長からの答弁で2市1町に影響が出ないように判断して、プロポーザルを選んだ理由は分かるんです。本員が言っているのは、まず、プロポーザルの入札ではなくここにしたというものが少しまだしっくりきていないので、もう1回確認させていただきたいんですが、プロポーザル公募型にした理由、入札ではなく公募型にした。それから2市1町に影響が無いように。それは誰がどのような基準でそのほうが入札より公募がいいだろうというふうに判断されたのか、勿論、公募してこの1社が来て、この中身を精査して、得点率評価基準がありますけれども、そこを満たしているならば影響がないだろうということで判断に至ったというのは理解が出来るんですが、その入口の段階ですね。これを確認したいです。もう一度ご答弁願います。

○**栄野比和光 議長**

山城 事務局長。

○**山城満 事務局長**

少し繰り返しになるかも知れないですけども、プロポーザル方式については、提案をまずは受けて、その内容を確認した上で契約することが出来る手法にしたことです。

そして今回、組合のほうで契約をする上で、2市1町の市町民のごみの受け入れに影響が出ないようにということを重要な項目の一つとさせていただいております。

そういった受け入れをしながら更新工事を行うことが出来るのかどうかを事前に確認した上で、この工事の契約を進めることが出来るという利点からこのプロポーザル方式を採用したところであります。

その決定する手続きでありますけれども、入札契約に掛かる事務手続きの中では、組合の中で運営委員会、これは副市長や各担当部の部長の皆さんで私のほうも入っておりますけど、この構成する中で提案させていただいて、了解をいただいたというところであります。以上です。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時22分）

再開（午前10時22分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

おはようございます。それでは私のほうもですね、この議案について質疑させていただきます。

今回、熱回収施設の改造工事ということで、この改造に至るですね、14年経っているということで、そろそろ機器の老朽化とかあるということは、理解しております。

資料請求のほうもさせていただきました。資料ありがとうございます。追加資料のほうで、2ページに熱回収施設修繕費推移ということで平成22年度稼働開始ということで、平成23年度から令和4年度までですね、修繕費の推移が示されております。

大体これを見るとこの6億円ぐらい、この修繕料が掛かったんだなあと思って本員は確認いたしました。

今回、この改造でも同額ぐらいの工事になると思うんですけども、改造することですね、通常であればこの修繕料が少し押さえられていくのかなという印象なんですけれども、そこら辺はどう考えているのかですね、おそらくこのプロポーザル方式で今回、業者さんからこういう改造することですね、そういった修繕料が押さえられるような話もあったのかなあと本員は思いますけれども、そこら辺をどのような提案がなされているのか、今後の期待ですね、この修繕費が、最低でも今を維持するか、

出来れば少なくなるというのを期待するんですけども、どのような期待で今回プロポーザルをこの業者に決めたのかですね、お伺いさせていただきます。

○**柴野比和光 議長**

宮里 次長兼業務第一課長。

○**宮里学 次長兼業務第一課長**

桑江議員の質問にお答えします。基幹改造を行うことで修繕費がどういうふうな影響を受けるかということですが、修繕費については今後予定している基幹改造のメニューにも影響してきます。

機器の影響するものについて、金額は具体的にはちょっと難しいんですけど、更新を行った機器等については、一定程度修繕費が抑えられているということを考えております。以上です。

○**柴野比和光 議長**

桑江直哉 議員。

○**桑江直哉 議員**

なかなかこうこの修繕費について具体的に示すのは難しいですよ。すみません。ただ期待はしたいなあと思いました。今後ですね、今回の改造で修繕費が今後抑えられる。少なくとも現状維持ですね、今、毎年令和2年度は8億円ありましたけれども、ここ2年は6億円程度ですけども、最低でも6億円程度に収まるような修繕費になれば良いなあと思います。以上です。

○**柴野比和光 議長**

ほかに質疑はありませんか。

宮城政司 議員。

○**宮城政司 議員**

よろしくお願ひします。追加資料をいただきました。ありがとうございます。

ちょっと確認させていただきたいと思います。今回のこの工事された結果で耐用年数というのはどれぐらいになるかというのをご説明いただきたいです。次にこの工事が必要な時はいつぐらいになる予定でこの工事されるのかおそらくわかっていると思いますのでご説明いただきたい。

2点目はいただいた資料からなんですけれども、この工事の何名程度の人員がいるのか資料で出していただいたところ、現場代理人が3名、そして作業員が20名ということで資料をいただきました。この中で県内の下請け業者は何名になるのか。それともそこには含まれないのでしょうか。その説明をいただきたいです。

あと、すみません。少し順番が前後するんですけど、この6億円の金額の見積根拠とか、人件費とかも入っていますけれども、そこに関係している人数がこの現場代理人の3名か、作業員の20名かというふうな理解で合っているのでしょうか。以上3点ご答弁お願ひします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

基幹改造工事が令和5年度今年度から始まって、5年を予定しておりますけど、それからまた10年から15年という形になると考えております。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

すみません。補足させてください。ごみ処理場の施設全体の耐用年数としては、一般的に言われているのが約25年と言われております。

それで基幹改造工事を延命化をする。これは施設の機器というのがたくさんございます。今回の工事というのがその中の一部でございますので、この工事をやったということで、延命化する。この機器については延命化するのですが、施設全体で延命化するということではありませんけれども、施設全体の更新工事を行うことで約10年ほど延命化と言われております。しかしそれは、やはり日々の修繕、メンテナンスそういったことをしっかりするかしないかというところも影響するかと思っておりますので、私たちとしては出来るだけその修繕、メンテナンスをしっかりとすね、長いその延命化というのを目指していきたいというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

すみません。追加資料でお示ししました現場代理人3名、以下作業員20名ということですが、下に書かせていただいておりますけれども、現時点で把握できているという作業員数でございます。というのが、やはり現場が始まりますと、下請けまた孫請けという形で元請けのほうから業者の方の請書であるとか、あと施工台帳であるとか、そういったものが出て来てその中でいろいろと人数が見えてくるところがありますので、現時点においては、23名を把握しているところであります。

そしてあと地元の業者が入って来るかどうかに関してですけれども、その中に入っているかどうかですけれども、それについて追加で説明させていただきます。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。今、事務局長から説明がありましたけれども、現在の以下作業員20名が入っておりますけれども、その20名には県内業者の方、下請けもございまして、入っていると考えています。

○栄野比和光 議長

宮城政司 議員。

○宮城政司 議員

ありがとうございます。すみません。ちょっと分かりづらいところがありましたので、確認させていただきますけど、いただいた資料で事業概要の中での改造工事を実施することで、施設をできる限り延命化し、安定的な運用を図ることを目的としているという、大きな目的なのかなと思っているので、この工事をした結果、どれぐらいの耐用年数が見込まれるかという、何かもう少し分かりやすい説明をいただけないかなというのと、2点目は見積りがあって、それでこの金額が決まっていると思います。そこで多分人件費は含まれていますよね、その人数がこの23名。この人件費というのは今後どうなるのか。作業、工事の進み具合など、変動はあるのか。もしかしたら増えていくものなのか、それは補正予算等繰り込むのか。この辺のご説明をいただければと思います。お願いします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

ただ今の質疑の中で、この工事の基幹改造工事の全体を行った後に今10年ほどの延命化が図られるというところでありますけれども、その一般的に言われているのが、基幹改造工事を行うことで、10年という目途が目安としてあります。

しかしそれはあくまでも目安であり、先ほど説明したとおり、しっかりと修繕、メンテナンスを行うことで、伸ばすことが出来ることが可能じゃないかなというふうに考えておりますので、私たちとしては、その延命化を更に伸ばすように努力していくということでありますので、期限がぱしっと決まるということではないことをご理解ください。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

先ほど人数のお話でした。今回、求められました作業員というのは、今、把握しているのは23名把握していますけれども、見積り等で人工というのは何人というよりも人工となりますので、ここは述べ人数が記入されて来ます。ですので、実際の人工と作業員の実際に入る人数というのは、直接的に把握出来るものではないということをご理解いただきたいというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

町田裕介 議員。

○町田裕介 議員

よろしく申し上げます。まずですね、今回の公募型プロポーザル方式ということで、

この金額の根拠ですね、上限金額、落札上限とかあると思うのですが、落札上限の金額の根拠をどのようにして決めたのかということを変更して聞きたいのと、あと、この得点率は約80%、79.5%という得点率なんですけど、こちらの基準は何パーセント以上でこうしっかり評価されていくのかというところの基準を教えてくださいたいのと、その基準というものが、全国的な考えなのか、それとも倉浜衛生施設組合独自の基準、考え方に基づいて、その何パーセント得点以上で採用していくということなのか。それを設定しているのかについてであります。

また、同得点約80%、79.5%の得点率を評価が得られたということではありますが、先程からしっかり環境行政が回っていくことを主軸において、そこからしっかり提案されたということでありましたが、改めてこの79.5%の点数の中でどこを評価してこの点数になったのかについてお答えいただけますでしょうか。お願いします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

すみません。今4点ほど質疑があったかと思えます。まず、今回のプロポーザルで行うという上でのまず基準の合格と言いますか、請負契約者としての最低のラインですけれども、60%を基準にしております。その60%とした定めた根拠、理由ですけれども、まずは私たちとしては、他市、他場をはじめ構成市町のプロポーザルの方式の手法などを参考にさせていただいたところ、やはり60%という基準を設けているところがありましたので、そういった同様に、私たちも同様に60%を定めたところであります。

また、60%というのは、過半を占めるということからも60%が妥当だというふうにこちらのほうとしても認識しております。

あと、評価の部分ですけれども、提案された内容について説明させていただきます。

提案された内容につきましては、安定処理をはじめ機器の優先順位など、全ての項目について妥当若しくは優れているというふうに評価させていただいたところであります。

また、このごみ施設の施工監理技術者のほうにおいても、今回その他のごみ処理場施設においての工事实績などもあり、またこの倉浜衛生施設組合のごみ熱回収施設の建設当時、これは平成22年の建設当時ですけれども、そこにかかわっていた技術者のほうが今回、施工監理者技術者として配置することが指定されているところであります。そしてまた、会社としての組織的サポート体制など、そういったことも提案されておりました。

また、この荏原環境プラント株式会社については、当組合においての14年間の運転実績や施設の定期点検を始めとした修繕工事、そういったノウハウが蓄積された会社

でありますので、その点からも十分、今回更新工事が行われるというふうに判断し、評価させていただいたところであります。以上です。

○**柴野比和光 議長**

町田裕介 議員。

○**町田裕介 議員**

ありがとうございます。質疑ではないのですが、1社しかいない形だったので、これまでの実績等々いろいろ説明もありましたとおり、やっぱり環境行政がしっかり2市1町まとまっていくなということが非常に大切なことですので、そこはその業者さんに徹底するということであるんですが、しっかり倉浜衛生施設組合としては、ちゃんとしっかり指導していくという、注視していくというのは、そこはしっかりお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**柴野比和光 議長**

ほかに質疑はありませんか。

屋富祖功 議員。

○**屋富祖功 議員**

よろしくお願いします。前回、説明に参加出来なかったのでもちよっとお聞きいたしますけれども、今回、契約金額6億1,721万円となり高額な金額でありますけれども、ご存じのとおり今年4月からは建設業、運送業者また医療関係者の方たちがですね、働き方改革ということで、時間制限が設けられております。週40時間、それと残業も360時間以上をするとペナルティーが科せられるという法律になりますけど、今回この12ヶ月工事が、果たしてこの12ヶ月工事が適性なのか、ゆとりがあるのか、金額的にもそれに見合った工事となっているのか、というのは、工期がなければぎりぎりの場合だと危険性が増して、人がたくさん入らないと間に合わない。週に5日働くも残業として土曜、日曜も仕事をしないといけないケースになった場合に、そういった懸念されることが起きますのでその辺の工期は適性なのかをお聞かせください。

○**柴野比和光 議長**

宮里 次長兼業務第一課長。

○**宮里学 次長兼業務第一課長**

屋富祖議員の質疑にお答えします。議案説明資料のほうに19ページに工事工程表(案)がございます。その中でですね、6年度のほうを確認します。4月から工事が始まった場合にですね、この設備の準備等で4月から9月までの準備期間がまず、触媒脱硝装置ですね、その辺が入って来ますけど、工期のほうは後ろのほうにございます10月から入ってきますけど、これも停止期間ごみ処理が停滞しないような工程を組んでですね、年度内に収まるものとなってございます。以上です。

○**柴野比和光 議長**

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

工期に若干ゆとりがあるという認識でいいのかね。というのは、どうしても先ほどの人数のお話がありましたけれども、23名では収まらないというかトータルの人工で入ってくるという説明がありましたけれども、その場合にどうしても工期が間に合わない場合だと、先ほども言いましたけれども、人件費が更に上乘せしていくと、それとまた事故が起きる確率が高くなるので、その工期が適正かということで、今、確認したんですけれども、ゆとりがあるという認識でよろしいのか。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

ただ今の質疑にお答えいたします。先ほど工程表の中で、今回、工期は1年間としておりますけれども、約7割から8割ぐらいはこの機器の製作に充てられます。最近ではその機器製作の日数がかかり掛かって来るというのが実情であります。

実際今、屋富祖議員がご心配なされている実際の現場に入って、作業員のそういった安全性、その追加の費用が発生しないかというところの心配だと思いますけれども、そういった機器が入って来たあと、そこまではしっかりと準備期間を設けて、この機器の交換、更新、工事を行えるようにしっかりと準備段階をしっかりとしまして、更新工事を行いたいと思っています。

決してゆとりがあるとまでは言えません。というのが、かなり先程からご説明しているとおおり、2市1町のごみの受け入れに停止期間をあまり長く設けすぎるということは影響があるのかなと、一定量の影響があると思っていますので、その影響を出来るだけ少なくするというのを踏まえて工期をしっかりと抑えているというところがあります。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第9号 令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和5年度熱回収施設基幹的設備改造工事の請負契約について、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第10号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第10号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和6年3月29日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,843万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,219万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年3月29日 提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

続きまして、2ページと3ページを併せてご覧いただきたいと思っております。

第1表 歳入歳出予算補正の2ページが歳入、3ページが歳出となっております。

歳入歳出とも合計欄、補正前の額41億62万4,000円。補正額4億1,843万2,000円の減。補正後の額36億8,219万2,000円でございます。

まず2ページの歳入補正額の内訳ですが、主なものを説明いたします。

2款1項手数料の補正額960万7,000円の増。5款1項基金繰入金の補正額1億5,755万8,000円の減。7款3項雑入の補正額5,330万4,000円の増。8款1項組合債の補正額が3億2,380万円の減となっております。

3ページをお開きください。歳出補正額の内訳です。主なものから説明します。

上から2款1項総務管理費の補正額1億183万9,000円の増。3款1項清掃費の補正額5億2,004万4,000円の減となっております。

続きまして4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正でございます。

3款衛生費、1項の清掃費のほうのご覧の5つの事業を繰り越すものであります。

繰越理由としては、1段目のS I S設備用部品購入から4段目にあります電気計装設備修繕整備（調節弁分解整備）この4つが半導体、あと電子部品等の材料不足により、機器の納期の遅れが生じたため、繰り越すものでございます。

あと5段目の不燃ごみ粗破砕機修繕整備については、機器及び設置費用における仕様書の調整に時間を要したため繰り越すものであります。

続きまして5ページをお願いいたします。第3表の債務負担行為の補正でございます。

1段目建物総合損害共済保険料、2段目の自動車損害保険料、期間についてはそれぞれ令和5年度から令和6年度までとなっております。

続きまして6ページをお願いいたします。第4表の地方債補正でございます。

起債の目的のうち、最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事のみ変更がございます。

補正前の限度額4億2,240万円。補正後の限度額9,860万円と限度額の変更がございます。その主な要因としては、最終処分場の基幹的設備改良工事については、当初、令和5年度から2年間で設計及び工事を完了させる予定でありましたが、半導体などによる影響が長引いたことがあり、機器納期が当初想定より時間を要するというふうなことが分かりました。そういったことを踏まえまして、設計及び工事工程を令和5年度には設計業務と一部の工事を行い、あと令和6年度から7年度にかけて、機器製作及び設置工事を実施した工期の計画の見直しに伴いまして、令和5年度工事費を変更したことによる、その起債分を変更するものであります。なお、起債の方法や利率、償還の方法について変更はございません。

次のページから補正予算第4号に関する説明資料となっております。主なものから説明させていただきます。説明書の3ページをお願いいたします。

2款1項1目一般廃棄物処理手数料の補正額960万7,000円の増につきましては、ごみ搬入見込み量の増によるものでございます。

続きまして5ページをお願いいたします。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額4,646万8,000円の増につきましては、主な要因は汚泥再生処理センター整備事業「清水苑」に伴い、各構成市町に負担金を徴収しておりましたが、契約差額等を含め余剰金が生じたことによる負担金の精算分を基金より繰り入れるものであります。

次に5款1項2目地域還元対応基金繰入金の補正額1億4,876万6,000円の減につきましては、これは池原自治会の駐車場整備事業の進捗状況に合わせたもので、現在のところ土地の鑑定や測量など完了させ、その後実施設計に入る前に駐車場として利用す

る設備に対して、自治会内で意見の取りまとめに時間を要しているというふう聞いておりますので、令和5年度については、設計及び工事費、用地費分を、補正減し、今後については、自治会の進捗状況に併せて改めて予算計上をさせていただきたいというふうに考えております。

次に5款1項3目最終処分場整備等基金繰入金の補正額5,526万円の減につきましては、基幹的設備改良工事の令和5年度工事費を変更したことに伴い、その基金繰入金を変更するものであります。

次に7ページをお願いいたします。

7款3項1目雑入の補正額5,041万9,000円の増につきましては、説明欄5の売電料ですけれども、当初は3億円ほど見込んでおりましたが、安定的な熱処理運転が継続出来たことから、2,912万3,000円の増となっております。

そのほかの売却単価、その他のものについては、売却単価の上昇によるものであります。

次に7款3項2目受託事業収入、説明欄の1. 一般廃棄物処理相互協力に関する受託料2の補正額288万5,000円につきましては、これは比謝川行政事務組合より台風6号で工場が故障、停止したため、一般廃棄物処理業務の相互協力に関する協定を結んでおりますけれども、その協定に基づき、可燃ごみの96.62トンを受け入れた収入となっております。

続きまして8ページをお願いいたします。

8款1項1目衛生債の補正額3億2,380万円の減につきましては、これも最終処分場基幹改良工事において、令和5年度の工事費を変更したものに伴いまして、特定財源の組合債を減額するものとなっております。

続きまして歳出に移ります。10ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の補正額1億183万9,000円の増となっております。

主な要因としましては、11ページお願いします。22節償還金利子及び割引料の補正額1億985万5,000円がございます。こちらは汚泥再生処理センター整備事業の完了に伴い、各構成市町へ負担金の精算分としてお預かりしている額を償還金として支出するものであります。

また、24節積立金の補正額1億5,076万7,000円の増がございます。

主な要因としては、説明欄1財政調整基金積立金の増によるもので、今回補正第4号におきまして、歳出補正減額分をこちらの財政調整基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の補正額1億1,692万4,000円の減となっております。主なものとしては、10節の需用費において9,521万円減額しており、要因としては説明欄1. 消耗品の薬品類と説明欄2の燃料費などにおいて、使用量が減になっ

たものと、また、3の修繕費については、契約差額分を減額補正するものであります。
続きまして、13ページをお願いいたします。

12節の委託料1,871万8,000円の減については、説明欄にある1から13までの委託料でございますが、それらの各委託の契約差額となっております。

続きまして、13ページの3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）補正額484万9,000円の減となっております。

主な要因としては14ページをお願いいたします。

10節需用費の説明欄1. 燃料費において、軽油などの使用量が減になったことと、また、12節の委託料において、説明欄の1から6までの委託に関して各委託の契約差額分を減額するものであります。

次に、14ページの下段にあります3款1項3目最終処分場費の補正額3億8,909万8,000円の減となっております。

主な要因としては、15ページをお願いいたします。

14節の工事請負費3億7,716万4,000円の減が主なものとなっております、これについては、基幹改良工事におきまして、令和5年度の工事費を減額したものであります。

続きまして、15ページの3款1項4目し尿処理場費の補正額917万3,000円の減額となっております。

主な要因としては、10節の需用費の説明欄1. 光熱水費852万9,000円の減で、これは電気使用量が当初見込み量より減少したのとなっております。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時00分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第10号について討論に入ります。討論はありますか。

（『討論なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第10号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩（午前11時02）

再開（午前11時04分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

日程第7 議案第11号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

議案第11号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算。

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和6年3月29日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算。

令和6年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億7,442万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことが出来る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月29日 提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為となっております。

1件目が最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事に係る施工監理業務委託、2件目が最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事となっております。期間としては、令和6年度から7年度までとなっております。こちらは最終処分場における基幹改良工事の令和7年度に予定している工事請負費のほか、施工監理業務委託を債務負担行為として計上しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。第3表の地方債でございます。

1件目が熱回収施設基幹的設備改造工事、2件目が最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりとなっております。こちらは2件とも当該工事を実施し、施設の延命化を図るもので、令和6年度の当該工事の起債限度額となっております。

続きまして、説明書のほうから説明させていただきます。説明書の1ページと2ページをご覧いただきたいと思えます。

歳入歳出予算事項です。明細書の歳入歳出の総括となっております。

最初に2ページの歳出が、令和6年度予算額35億7,442万7,000円、前年度比較3億2,001万7,000円の増となっております。

主なものは、3款衛生費、熱回収施設及び最終処分場の各施設の延命化を図るための基幹改造等工事を行うための工事請負費などが計上されたものです。

次に、1ページ歳入の負担金及び分担金は、運営負担金や建設負担金を含めて、前年度比較2億600万円の減となっております。

負担金の減に関しましては、3款国庫補助金を活用したことや、7款の諸収入などにおいて、売電料などそのほかの売却単価の上昇に伴いまして、増しております。また8款組合債につきましては、2件の工事の起債充当分を増額とするなど、歳入予算の全体が増となったことで負担金が減となっております。

続きまして、歳入の6ページをお願いします。

3款1項1目説明欄1の熱回収施設基幹的設備改造事業交付金3億6,716万1,000円こちらが、令和6年度に予定している熱回収施設基幹的設備改造事業に伴う、交付金となっております。

少し飛びます。12ページをお願いいたします。

8款1項1目衛生債の一般廃棄物処理事業債の前年度比較で1億4,170万円の増となっております。増の要因としましては、説明欄1の最終処分場基幹改良整備事業に伴う

もののほか、説明欄3の設備改造事業債が加わったものとなっております。

次に歳出の主なものを説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

2款総務費1項1目一般管理費は、令和6年度は1億9,057万5,000円となっております。

そのほか新規計上項目など主なものを説明させていただきます。

15ページをお願いいたします。

15ページの12節委託料に新規項目がございまして、また、16ページをお願いいたします。

16ページの説明欄17と説明欄の18が新規となっております。

説明欄17については、現在、条例規則等の制定・改廃があった場合は、これはワード等での作成しておりますが、システムを導入することで改正文や新旧対照表の作業の効率が上がると考えております。

次に説明欄18. 職員定員適正化計画業務委託につきましては、業務効率化を図る観点から当該計画を作成したいと考えております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）において、前年度比較で7億7,798万1,000円増の23億3,900万円となっております。

主な増の要因としましては、20ページをお願いいたします。

10節需用費の説明欄2. 燃料費の前年度比較で、4,609万6,000円の増となっており、その要因としましては液化酸素の単価上昇に伴うものでございます。

続きまして、21ページのほうに新規計上項目があります。12節委託料の説明欄18. 計量業務委託がございまして。こちらは、これまで職員により、計量業務を行ってまいりましたが、その計量業務を民間に委託するものとなっており、令和6年4月から開始することとしております。

続きまして、21ページ14節工事請負費7億3,432万3,000円、説明欄1. 熱回収施設基幹的設備改造工事は熱回収施設において、各種機器を取り換える更新工事となっております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

3款1項3目最終処分場費、3億1,849万1,000円のうち、主なものを説明させていただきます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

14節の工事請負費、2億2,588万8,000円となっており、これは浸出水処理施設基幹改良工事を行うものであります。

続きまして25ページの3款1項4目し尿処理場費において、前年度比較で1,277万3,000円の減となっております。

減の要因としまして、同25ページの10節需用費、説明欄1. 消耗品費の前年度比較

で565万7,000円の減と、説明欄4の光熱水費が587万3,000円の減となっております。

次に、27ページをお願いいたします。

4款1項1目元金において、前年度比較で1億8,228万7,000円の減および、2目利子においては、前年度比較で568万円の減となっております。

主な減の要因としましては、平成21年3月に借り入れしていましたが、ごみ処理施設整備事業債が、前年度にて完済したことによる減となっております。

なお、29ページ以降の構成市町処理費内訳、給与費明細書などを掲載しておりますので、併せてご参照ください。

説明は、以上となっております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

それでは同議案についてですね、質疑いたします。令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算に関する説明書ですね、16ページ2款総務費、1目一般管理費の12節委託料です。説明欄の18、先ほど説明がございました新規ということで、職員定員適正化計画業務委託についてです。この資料のほうもいただきました。ありがとうございます。追加資料のところ、職員定員適正化計画業務委託について、今回目的としてですね、多様化していく行政ニーズへの対応を踏まえた倉浜衛生施設組合の体制について、現状の業務量の分析等を踏まえて、今後の倉浜衛生施設組合の体制を検討するため、当該業務を実施するとあります。どういった体制を今考えているのかですね。その部分をお聞かせ願いたいと思います。

あと、例規集にも1251ページにも事務局職員の59名とありますけれども、現状をですね、例えば令和5年、令和6年のですね、この職員数、再任用の方、あと会計年度任用職員、また民間派遣の人数を令和5年度、令和6年度のそれぞれの人数をお聞かせ願いたいと思います。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。まず、どのような体制を目指していくのでしょうかということになりますけれども、令和6年度、当該事業を進めていくにあたって昨今は現状の業務量ということで、今回は議会にもあげさせてもらいました、いろいろな工事等もはじまっております、そういった業務もいろいろ踏まえながら今後の倉浜衛生施設組合体制について、検討して行きたいということで委託していこうというところで考えております。

あと人数についてでございますが、申し上げます。まず、令和6年度当初の人数についてでございます。倉浜衛生施設組合の正職員の派遣職員をまとめて今35名おります。再任用職員は1名で会計年度任用職員は22名で合計58名体制で予算を組んでいるところでございます。

令和5年度につきましては、令和5年度の当初の時点になるんですけれども、正職員、派遣職員で合計36名、再任用職員が2名、会計年度任用職員が24名の合計62名の体制でございました。以上でございます。

○栄野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

すみません。先ほど令和6年度の部分で21ページですかね、衛生費のこれは施設の委託料の説明欄18. 計量業務委託は民間に委託するんですよね、これはすみません。先ほどの数字でいうところのこれは会計年度任用職員に入るわけではないですか。すみません。先ほど正職員と派遣職員と併せて35名で再任用が1人で会計年度任用職員が22名とあったんですけど、民間はこれには入ってないということですか。民間委託なので入ってないですね。失礼しました。了解いたしました。

あと資料の部分で業務内容の部分ですけれども、他団体との比較ってあるんですけれども、こういった団体を想定されているのかですね。例えば、今後、倉浜衛生施設組合の体制については、先ほどの計量部分を民間に委託するとあったんですけども、一部委託であったり、あとは指定管理であったりですね、全体を民営化とか、いろいろこの体制については、今後、いろいろな体制のあり方があると思うんですけれども、こういった団体を比較対象としているのか。お伺いいたします。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

ただ今のご質疑にお答えいたします。現段階での考え方についてになりますけど、例えば県内の他場で同じようなごみ処理をやっている他場や県外等々、こういった関係で比較をやって行ければ良いのかなというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第11号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第11号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○柴野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和6年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、報告第10号から報告第16号、例月現金出納検査の結果報告について本件につきましても、サイドブックに掲載してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第9 報告第17号 令和5年度定例事務監査結果報告について本件につきましても、サイドブックに掲載してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第10、一般質問に入ります。

サイドブックに掲載しております一般質問通告書について、3月26日の通告締めきりまでに、2名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されています。

質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

屋富祖 功 議員の一般質問をお願いいたします。

屋富祖 功 議員。

○屋富祖 功 議員

お疲れ様です。議席番号8番屋富祖でございます。早速ではございますけれども、質問に入らせていただきます。質問事項1. ゴミ収集についてでございます。ゴミ行政についてこれまで沖縄市において、一般家庭ゴミの門前回収や取っ手タイプのごみ袋への移行、3Rの推進を段階的に進めており、沖縄市環境課、倉浜衛生施設組合との連携により、曜日毎の各ゴミ等の出し方が定着してきております。そこで確認と提案として、以下をお伺いします。

(1) 2市1町のゴミ袋の種類と出し方についてお伺いいたします。この質問は、2市1町の環境課のほうに本来は出すべき内容かと思っておりますけれども、将来的に同施設のあり方についても検討すべき内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○柴野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

屋富祖議員の一般質問にお答えいたします。まず、沖縄市によりますと、指定ごみ袋につきましては、当初からもやせるごみ袋ともやせないごみ袋の2種類に分かれており、それぞれ大きさ別に大、中、小と全部で6種類となっております。

また、草木・かん・びん・ペットボトル・有害ごみに関しては、透明袋での排出となっていると伺っております。

また、宜野湾市及び北谷町によりますと、指定ごみ袋につきましては、当初からもやせるごみ袋ともやせないごみ袋が共通のごみ袋であり、大きさは大、中、小と全部で3種類となっているとのことでございます。また、草木・かん・びん・ペットボトル・有害ごみに関しては、透明袋での排出となっていると伺っております。以上です。

○栄野比和光 議長

屋富祖 功 議員。

○屋富祖 功 議員

ありがとうございます。今の答弁のですね、2市1町でのごみ袋の値段がちがっている。また製造に当たっても沖縄市はゴミ袋の種類は6種類、北谷町、宜野湾市は3種類と、まずこのゴミ袋を作る、委託している業者に印刷版を作らないといけないと。印刷する版を6種類も沖縄市は作らないといけない。しかし、北谷町、宜野湾市は3種類と、その中での単価のほうが沖縄市のほうが値段が安いという答弁でありますけれども、続きまして(2)各ゴミ袋の販売価格と製造原価をお聞かせ願います。

○栄野比和光 議長

天貝 総務課長。

○天貝壽也 総務課長

お答えいたします。沖縄市によりますと、ごみ袋の料金につきましては、もやせるごみ・もやせないごみともに、10枚入りで大サイズが250円、中サイズが200円、小サイズが150円と伺っております。

また、宜野湾市及び北谷町によりますと、ごみ袋の料金につきましては、もやせるごみ・もやせないごみで1種類の袋となっており、10枚入りで大サイズが300円、中サイズが200円、小サイズが170円と伺っております。

また、令和5年度における構成市町の委託業者については、構成市町で異なっているものと伺っております。

なお、構成市町によりますと、製造原価については、承知していないとの回答をうけております。以上です。

○栄野比和光 議長

屋富祖 功 議員。

○屋富祖 功 議員

先に値段のほうを私のほうが沖縄市が安いと言ってしまったけれども。今の答弁の中で何といいますか、委託業者の状況は知らないということなんですけど、ゴミ袋を

作らせるに当たって、何枚作ったのかも分からない。例えば在庫がたくさん余っている。余っているけれども、委託金は毎年同じだよということなのか、とにかく把握してないこと自体がちょっとおかしいので、それと各2市1町の収支のほうをしっかりと、今後当局としても把握していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、(3) 沖縄市も宜野湾市、北谷町同様にゴミ袋を1種類サイズ別にすべきと考えますが、これまで調査研究を含め検討なかったのかお伺ひいたします。

○**栄野比和光 議長**

桑江 管理者。

○**桑江朝千夫 管理者**

屋富祖議員のご質問にお答えします。議員、大変恐縮ではございますが、沖縄市という行政とこの倉浜衛生施設組合というものは、人格と言いますか、組織が全く別のものであります。

管理者、そして首長が同一のほうであろうがここで管理者として応えることはできないと考えておりますのでご理解をよろしくお願ひいたします。

○**栄野比和光 議長**

屋富祖 功 議員。

○**屋富祖 功 議員**

管理者桑江市長ありがとうございます。これは最初の質問に入る前に私はしゃべりましたけれども、今後の施設のあり方についても、今後は見直すべきじゃないかと提案をこれからやっていきたいと思っておりますので、是非ご検討のほうをお願ひします。

続きまして、(4) 2市1町で構成される倉浜衛生施設組合として早期にゴミ袋を統一すべきと要望しますが見解をお伺ひします。というのはですね、北谷町と沖縄市の境界、南桃原あたりが境界になりますよね。そのゴミ袋というのは、スーパー、コンビニに置いてあるわけですよ。そこで、ゴミ袋を買う時に店員がこれはお間違いないですかと確認をするじゃないですか。皆さんはよくわかると思いますけど、北谷町、宜野湾市も同じように隣接していますので、スーパー、コンビニでゴミ袋を買う時には、確認しないといけないという作業があるわけです。そういうことですね、企業をネットでちょっと調べたんですけども、そのゴミ袋を統一するというか、沖縄市は今もえるゴミともえないゴミがあります。北谷町、宜野湾市はもえないゴミももえるゴミと一緒にやっているということですので、当局でこれを全管理できないかという質問になっておりますので、是非答弁をお願ひします。

○**栄野比和光 議長**

桑江 管理者。

○**桑江朝千夫 管理者**

これは2市1町、各自治体が環境行政という方針を持っております。この各自治体において、この倉浜衛生施設組合がこうあるべきであろうという要望を出すのはいかなるものであろうかと考えております。

基礎自治体としてしっかりとした環境行政でそれぞれで、違うものでありますし、そのところをご理解をいただきたいと思っております。

もし、どうしてもというのであれば、どうぞ倉浜衛生施設組合議会で決議をして、各北谷町、沖縄市、宜野湾市に要望してみても如何でしょうか。当組合としては、そういうことは出来かねると考えております。

○**栄野比和光 議長**

屋富祖 功 議員。

○**屋富祖 功 議員**

ありがとうございます。なかなか私がしているものが理解できてないかも知れませんが、負担金ありき、予算もない、財源もない、本来のこれまで当局のあり方としては、稼ぐ力をつけないといけない。行政も勿論そうですよ。稼ぐ力をつけないといけない。

各2市1町の負担金を減らさないといけないという市民の要望がありますよ。その中でね、ゴミ袋にネーミングライツとか、企業の名前を入れると。企業としては社会貢献度にアップする。地名度をアップする。そういったことを当局も努力してほしいということです。2市1町で相談してということですけども、総務課長。答弁書ももらっていますよ。答弁書ももらっていますので、管理者の見解だけでなく、答弁してください。

○**栄野比和光 議長**

桑江 管理者。

○**桑江朝千夫 管理者**

議長、まずは答弁者を指名しないでください。

○**栄野比和光 議長**

休憩いたします。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時35分）

○**栄野比和光 議長**

再開いたします。

桑江 管理者。

○**桑江朝千夫 管理者**

端的に申し上げますと各自治体の議会で協議をしていただきたいと思っております。これは各自治体で考える。各自治体の環境行政というものに、我々が他市の口を出すわけにはいかないわけですよ。それはそれぞれの議会できっちりと議論を環境行政におい

で行っていただければと思っております。

当組合でここをどういう要望をするかということは、出来かねると考えております。

○**栄野比和光 議長**

屋富祖 功 議員。

○**屋富祖 功 議員**

ありがとうございました。最初で述べましたけれども、提案と要望ということですので、まずはこの提案というの、テーブルの上に載せていただきたいという考えであります。是非、ご検討をよろしく申し上げます。

○**栄野比和光 議長**

以上をもちまして、屋富祖 功 議員の一般質問を終わります。

続きまして、上地 崇 議員の一般質問をお願いいたします。

上地 崇 議員。

○**上地 崇 議員**

議席番号2番沖縄市の上地です。ちょっと初めて倉浜議会で一般質問をさせていただきます。端的にいきますのでよろしく申し上げます。

まず始めに質問事項1. 組合の行財政改革についてお伺いいたします。これまでの倉浜議会の議事録など拝見させていただくと様々な議員からの指摘、また倉浜議会の課題整備をしているのを拝見させていただきました。その上で現在の取り組みなどを確認をさせていただきたいと思えます。

質問要旨 (1) 倉浜衛生施設組合における行財政改革について、現在の取組状況をお伺いいたします。

○**栄野比和光 議長**

山城 事務局長。

○**山城 満 事務局長**

上地議員の一般質問にお答えいたします。組合においては、将来にわたって安定した運営を持続するためにも、一人ひとりの意識改革や資質の向上に努めるとともに、常にコスト意識をもち、財源の確保及び経費の削減に努める必要があると考えております。

これまでの具体的な経費の削減については、草木の自前処理をはじめ機械警備の導入などを実施しており、今後も計量業務の民営化を行うなど、引き続き、費用対効果を検証しながら経費削減に努めてまいりたいと考えております。

また、財源の確保については、有価物の売却収入の拡大や補助金や交付金などをできるだけ活用するように努めてまいりたいと考えております。

今後も、組合では、中長期的な視野に立った組合運営の効率化を推進することが必要と考えておりますので、行財政改革については、計画的かつ積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

上地 崇 議員。

○上地 崇 議員

ありがとうございます。しっかり様々取り組んでいただいていることは、聞かせていただきました。

また、その行財政改革を進めるに当たって、その共通の確認である大綱であったり、計画というのは、しっかり策定をしながら、取り組んでいただきたいなあというふうにありますので、そこはまた今後、策定等々を是非検討を要望させていただきます。

続きまして、(2) 今回の令和6年度予算を見ても財政面でも大変な状況の中、しっかり頑張っているのかと鑑みますが、改めて(2)本組合の財政面での課題をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

上地議員の一般質問にお答えいたします。本組合の財政面での課題ですが、このごみ処理施設は平成22度の稼働から14年が経過し、施設の安定した長期稼働を目指すうえで機器設備の更新工事が必要なことから、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画書」を策定し、現在、基幹的設備改造工事を進めているところでありますが、その工事費については、人件費をはじめとする建設コストの高騰が影響し多額の財源確保が必要となっていることが課題として挙げられております。以上です。

○栄野比和光 議長

上地 崇 議員。

○上地 崇 議員

ありがとうございます。今回の議案でもありますように、様々な工事費のやはり金額が多額な財源が必要になってくるのは、認識をしております。しっかりとこういった部分でただそれ以外の部分でこういったコストの削減が出来るのか、組合の構成市町の負担金の本当になかなか構成市町の財政も厳しい中で取り組んでいるので、そこら辺の財政の部分でもしっかり改革を今後行いながら、こういった長寿命化総合計画にしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

最後の部分でまとめて聞くので、次に移ります。(3) この財政面以外の部分でも、業務の資質向上であったり、また、職員の人材育成という部分の様々なこれまでの組合議会でも指摘がありましたので、(3)本組合の人材育成や各構成市町との人事交流の取り組みについてお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

お答えいたします。本組合の各構成市町との人事交流の取組みについてですが、現在、令和5年4月から令和7年3月までの2年間、沖縄市役所に倉浜職員1名を研修派遣しているところであります。

さらに、令和6年4月から2年間、宜野湾市役所に倉浜職員1名を研修派遣する予定となっております。

今後も、実践的な実務や経験値を高める必要があることから、若手・中堅職員を構成市町への研修派遣を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

上地 崇 議員。

○上地 崇 議員

ありがとうございます。まあ人事交流の取組みが令和5年から始まっているということで宜野湾市のほうでも令和6年派遣していくということで、しっかりその構成市町の財政面でのその取組みのあり方であったり、職員の人材育成であったり、様々な参考になる部分があると思いますので、しっかりそこら辺は参考にしながら、この人材育成、また今後のこの業務改善の部分を取り組んでいただきたいと思います。様々なこの人事の研修の今充実を図っているというふうにもお伺いしておりますので、これまで指摘があったこういった業務の部分の改善をしっかり今後、頑張ってくださいと思います。その上で（4）ですが、そのこれまでも今財政の部分であったり、人材の部分も踏まえて、（4）今後の方針や目標をお伺いいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

ただ今の質疑にお答えいたします。行財政改革の方針及び目標についてであります。事務の適正化・人材育成の推進と財源の確保及び経費の削減に取り組みまして、将来にわたっての健全な運営を持続することで、安定したごみ処理体制を維持し、熱エネルギーの有効利用並びにリサイクルの推進によるごみの減量化・再資源化を行い循環型社会形成に今後も引き続き、努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

上地 崇 議員。

○上地 崇 議員

ありがとうございます。先輩である高橋議員が様々な議論をする中でそれでもなかなか進んでいなかった現状を本員は感じていたところですが、今回確認をさせていただく中で、これは桑江管理者の下、しっかり改革に取り組んでいることを確認をさせていただきました。しっかり今後も倉浜職員の皆さん一体となって今回回答弁ください

た部分をしっかり取り組んでいただきたいと思いますので頑張ってください。よろしくお願ひします。

次の質問事項に移りたいと思います。質問事項2. 災害時の対応についてお伺ひいたします。近年各地で大規模な災害がおきておりまして、本年も元旦から能登半島地震がありました。ただ、その際にやはり大きな課題となっているのが、その災害廃棄物の処理のあり方が各地で課題となっております。

この災害廃棄物の処理で一般のこの処理が2、3年かかるところもあり、一般の普通のごみの処理にも影響が出て来る場合もあると。様々な想定があると思います。

その上で本組合においては、なかなかこういった議論が進んでいなかったような現状を感じましたので確認をさせていただきます。

まず、質問要旨(1) 大規模災害時を想定し、以下をお伺ひいたします。① 災害時の本組合の役割をお伺ひいたします。

○**柴野比和光 議長**

宮里 次長兼業務第一課長。

○**宮里 学 次長兼業務第一課長**

上地議員の一般質問にお答えします。大規模な災害が発生した場合には、大量の廃棄物の発生が予測されることから、本組合の役割としては、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が発生することを防止するために、構成市町を中心とした関係機関との連携を取りながら、災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に対応する必要があると考えております。

○**柴野比和光 議長**

上地 崇 議員。

○**上地 崇 議員**

ありがとうございます。その上でただ本組合のこの各施設がこの大規模な災害がおきても継続してこの運転が出来ると言いますか、処理を可能とすることがまずそもそも出来なければ、災害時の対応が出来ないという観点ありますので、それで② 各施設の耐震化等やあとは非常用発電であったり、災害時にこの運転や発電の電源や水の確保の部分でそういったものを踏まえまして各施設の耐震化等の状況をお伺ひいたします。

○**柴野比和光 議長**

宮里 次長兼業務第一課長。

○**宮里 学 次長兼業務第一課長**

お答えします。本組合の各施設においては、建築基準法に定められた建築物の耐震設計基準が改正された昭和56年6月以降に建設されていることから、クリアすべき一定の基準はあるものと考えております。また、電気や水道などインフラ設備においては、発電設備機能を有しておりますが、水道などについては外部より供給を受けてい

る状況でございます。

○**栄野比和光 議長**

上地 崇 議員。

○**上地 崇 議員**

ありがとうございます。施設においては耐震性は懸念はないわけではないと思いますが、現状の部分はクリアされていると。ただそれ以外の部分は水道などについては、外部で供給を受けているというふう部分では、大規模な災害については、そういったのが遮断された場合には、なかなかその運転までには、立ち上げ等様々な課題があるのかなというふうにはお伺いをしておりますが、国においても、国の部分で国が令和5年6月に閣議決定をした廃棄物処理施設整備計画においても災害対策の強化というのは、大きく打ち出されておきまして、そういった施設の強靱化であったり、自立で稼働出来るような体制整備を求めていくこともあります。

また環境省が出している廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルというものを拝見させていただいたら、災害廃棄物処理体制の強化という部分におきましては、こういった耐震性の確保、または主動用電源の確保、または薬品など備蓄などについても、マニュアルとしてしっかり、基準を設けていらっしゃいました。

そういったのをしっかり参考にしながら、今後の本組合の施設において、こういった取組み、こういったこういったハード面の対策がされていないのかというのは、しっかり研究をしていただいて、今後のそういった大規模災害に備えていただきたいと思います。その上でも本組合において、BCP業務継続の計画を策定をして、それに基づいてしっかりこういったハード面の整備も、また人材の部分のこの動員の計画なども踏まえて、取り組んで行く必要があると思っておりますが、③ 本組合のBCPの策定状況をお伺いたします。

○**栄野比和光 議長**

宮里 次長兼業務第一課長。

○**宮里 学 次長兼業務第一課長**

お答えします。BCP、事業継続計画については、緊急事態の時でも事業の継続と迅速な復旧が可能になるよう計画を策定するものでありますので、本組合としては策定する必要があると認識しておりますが、現時点においては策定には至っておりませんので、計画策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○**栄野比和光 議長**

上地 崇 議員。

○**上地 崇 議員**

是非、このBCPは、またしっかり国としてもこういったのは、策定をするようにということであると思っておりますので、策定をした上で、ただこのBCPは策定したからといって、本当に災害というもの、こういった想定がおきるかわからないので、そ

の訓練であったり、各構成市町との連携というのが大事になって来るかと思えます。

次の質問に移りますが、このBCPを作る際のポイントとしてやはり各構成市町の連携という部分では、各構成市町が災害廃棄物処理計画の策定をそもそもしておく必要があるということも掲げられております。ただ、本員がちょっと調べたところ、沖縄市においては令和6年度でこの廃棄物処理計画が策定をされるというふうな認識をしておりますが、宜野湾市、北谷町においては、ちょっと本員が調べたところ、この廃棄物処理計画の策定状況がちょっと見えませんでした。そういった各市町のそういった計画を策定しないといけない部分はありますが、組合としてもしっかりその策定の段階から協議を入れていただいて、しっかりこの切れ目のない形でこのBCP策定にも結び付けていけるような各市町との協議や連携が必要と思えますので、災害廃棄物の処理における各構成市町との協議や連携について、お伺いいたします。

○**栄野比和光 議長**

宮里 次長兼業務第一課長。

○**宮里 学 次長兼業務第一課長**

お答えします。本組合としては、平時から構成市町と連携を取りながらごみ処理を行っております。また、定期的に課題について構成市町と意見交換会を行っているところであります。災害発生時の課題についても、災害廃棄物の処理を円滑に行うため、継続的に協議、連携する必要があると考えております。

○**栄野比和光 議長**

上地 崇 議員。

○**上地 崇 議員**

ありがとうございます。是非、各構成市町と連携を取りながら、物理的なその一時的なその廃棄物の置き場であったりとか、その輸送の部分であったりというのは、各構成市町が計画をとるものだと思いますが、ここでの体制作りの部分もしっかり組合としては協議をしてやらないと、ちぐはぐな計画をそれぞれ立てても、仕方がない部分があると思えますので、なかなかこのこれまでも各全国での震災の状況を見ると、やはり個々の段階で連携が取れていなかったがために、様々な困難が生まれたというのも事例としてあるようです。しっかりこのこれまでのこの被災地の教訓などもしっかり研究をしていただいて、勉強していただいて、職員の部分のそういった部分の観点の意識の向上と各構成市町との連携をしっかり図っていきながら、この災害廃棄物の処理に向けてもしっかり組合として取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。本員も引き続き勉強させていただいて、ご提案出来ることがあれば、ご提案をさせていただきますので、よろしくお願ひします。一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**栄野比和光 議長**

以上をもちまして、上地 崇 議員の一般質問を終わります。

これにて、日程第10、一般質問を終了いたします。
休憩いたします。

休憩（午前11時53分）

再開（午前11時53分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が議決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前11時53分）

再開（午前11時53分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和5年度第4回倉浜衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

閉会（午前11時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年 6 月 22 日

議 長

栗野 比和光

会議録署名議員

伊藤 辰

会議録署名議員

照屋 正治